

平成 28 年度大阪税関との包括的連携協定に基づく共同研究報告書

## 韓国の積極的 FTA 戦略の現状と課題

－日本の通商戦略への示唆－

2017 年 10 月 20 日

大阪市立大学大学院法学研究科 国際経済法研究室

## はじめに

「韓国の積極的 FTA 戦略の現状と課題－日本の通商戦略への示唆－」と題する本報告書は、平成 28 年度大阪市立大学と大阪税関との包括連携協定に基づく共同研究の成果である。本研究の申請当初の研究目的は、次の通りである。

我が国と同様に貿易依存度の高い韓国は、2003 年の FTA ロードマップ策定以来、積極的な FTA 戦略を展開し、多数の 2 国間または複数国間 FTA を締結し、今後もいわゆるメガ FTA・EPA への参加を模索している。しかし、このような FTA 戰略は、各 FTA の貿易待遇の相違により、スパゲティー・ボール現象と呼ばれる貿易環境の複雑化を招き、たとえば、通関業務の複雑化や最適なグローバル・サプライ・チェーンの構築の困難化などの問題を生じている。本研究は、韓国の積極的な FTA 戦略の現状と課題および問題点を分析・検討し、日本の通商戦略およびとくに FTA・EPA 戦略への示唆を得ることを目的とする。そのため、韓国人研究者をメンバーとする共同研究チームを構成し、韓国の産業界、税関などの行政および研究者へのインタビューなどの現地調査を行うものとする。

このような目的のもとで、以下の 6 名からなる研究チームを構成した。

平 覚（大阪市立大学大学院法学研究科教授）

柳 赫秀（横浜国立大学大学院社会科学研究院教授）

福本 渉（増田・飯田法律事務所職員）

中野健一郎（大阪市立大学大学院法学研究科研究生）

金 効佑（横浜国立大学大学院社会科学研究院博士課程）

茨田陽一（横浜国立大学大学院社会科学研究院修士課程・横浜税関職員）

2017 年 3 月には、韓国実地調査として、ソウル国立大学の研究者、ソウル本部税關、産業経済貿易研究所および韓国中小企業中央会を訪問し、ヒアリングを実施し、また大阪税關において 3 度にわたる共同研究会を開催した。その上で、メンバー各自が関心を有するテーマについて個別研究を行い、それらの成果を本報告書にまとめた。言語の問題から必ずしも十分な分析を行えなかった点もあるが、標題の研究について一定の到達点としてここに示すものである。

最後になって恐縮であるが、本共同研究については、大阪税關の全面的な協力を得ることができた。とくに企画調整室の山下英一氏には多くのことをお世話いただいた。ここに記して厚くお礼を申し上げたい。

研究チームを代表して 平 覚

## 目 次

韓国実地調査（ヒアリング）報告書（福本 渉・茨田陽一）

韓国におけるFTA活用の方策－中小企業向けの対策を中心に－（福本 渉）

韓国の税関行政とその裁量に対する司法審査（中野健一郎）

韓欧FTAにおける認定輸出者自己証明制度（平 覚）

翻訳『FTA活用企業の必須ガイド Business Model 40』（金 勲佑）

## 韓国実地調査（ヒアリング）報告書

作成 福本 渉・茨田陽一

### [日本側参加者]

大阪市立大学大学院法学研究科教授 平 覚  
横浜国立大学大学院社会科学研究院教授 柳 赫秀  
増田・飯田法律事務所職員 福本 渉  
大阪市立大学大学院法学研究科研究生 中野健一郎  
横浜国立大学大学院社会科学研究院博士課程 金 勁佑  
横浜国立大学大学院社会科学研究院修士課程 茨田陽一（横浜税関職員）

### (1) ソウル税関訪問（3月9日 14:00～16:00）

#### ①FTA 執行局長表敬（14:00～14:10）

Jeong Seung-Hwan 氏（Director of FTA Implementation Bureau）

- ・韓国は現在 15 か国と FTA を締結、米・EU・中国という 3 つの大きな市場を含む。
- ・執行事務の複雑化に対応するため、2012 年ソウル税関に FTA 執行局を組織。とりわけ、中小企業が複雑化した FTA に対応するのは大変なことであり、税関が中心となって、多くの団体とのネットワークを構築するよう努めている。
- ・約 100 名で各 FTA の実施に関する業務を実施。

### ○質疑応答

Q1 多くの団体やネットワークの中でも、特に税関士（通関士）が重要な役割を果たしているということはないか。

A1 韓国の税関士は、日本の通関士と同じ役割ではないか。特に税関士が重要な役割を果たしているとはいえない。

#### ②担当者との意見交換（14:10～16:00）

Lee Kwang-Woo 氏（税關府 Director of FTA Cooperation Division）

Jeong Seung-Hwan 氏（ソウル税關 Director of FTA implementation Bureau）

Park Sang-Jun 氏（ソウル税關 Director of FTA Management sec.1）

Park Chan Hyung 氏（ソウル税關 FTA Management sec.1）

Chun Mu-Youl 氏（ソウル税関 FTA Management Sec.4/Customs administrator）

○ソウル税関側からの説明（別添資料を基に説明）

- ・FTA 比率（全輸出入額に占める FTA 締結国との輸出入額の割合）は 67.8%。
- ・品目別規則は分類変更、付加価値、加工工程の 3 つの基準。
- ・原産地証明書は機関発行と自己証明の 2 種類がある。機関発行は商工会議所が行っている。自己証明よりも機関発行の方が圧倒的に多い。自己証明は EU との FTA で EU 側から求められた制度である。
- ・原産地に関する書類の保管は 5 年間（韓中 FTA のみ 3 年間）。
- ・輸入申告時に原産地証明書がない場合でも、申告価額が 10 万円以下のものである等一定の基準を満たす場合には FTA 税率を適用可能。その場合には申告後に原産地検証（筆者注：日本でいう事後調査制度と思われる）の対象となる。
- ・唯一の FTA 執行官庁として、関税庁は「Yes FTA」と銘打って様々な支援活動を行っている。FTA の専門家がない中小企業等においても自己証明ができるような「FTA-PASS」という支援システムを構築したり、関税庁指定のコンサルタントが企業を訪問し FTA 利用のアドバイスを行ったりしている。

○質疑応答

Q 2 米韓 FTA 締結以後、関税士（通関士）制度に影響が生じたか？

A 2 出ていない。強いて言えば、FTA の増加により通関業務が複雑化し、関税士の需要が増えているものと聞いている。

Q 3 税関が輸出入者と連絡をとる場合、直接接触するのか、それとも関税士を通じて接觸するのか。

A 3 関税士を通じて行うケースが圧倒的に多い。大手企業のごく一部は自社で関税士を雇用しているが、電子通関システムの利用も多い。

Q 4 各 FTA について専属の担当者はいるのか？

A 4 特にいない。関税庁では FTA 担当部門は FTA 執行、原産地検証、FTA 協力の 3 つの部署に分かれており、その分担は FTA ごとではなく、アジアやヨーロッパ等の地域ごととなっている。

Q 5 FTA 利用率について民間企業に対するアンケート調査を行っていないか。

A 5 行っていない。利用率については税関に提出される申告書や原産地証明書等に基づ

き確認を行っている。(韓中 FTA についてはやっている。)

**Q 6 大手と中小企業とで FTA 利用率に違いは見られるか。**

**A 6** 輸出については大手の方が中小よりも 10% 程高く、逆に輸入については中小の方が 15% 程高いと聞いている。これは、韓国は加工貿易の国であり、輸入は中小の企業が行う機会が比較的多く、製品として輸出する段階においては大手企業が行うことが多いことが理由であると考えられる。

**Q 7 何故韓国は FTA 利用率が高いのか?**

**A 7** 韓国は GDP に対する貿易依存度が高く、大手企業だけでなく中小企業も FTA を利用している。関税庁も「Yes FTA」等の取組みを通じて、中小企業の利用促進のためのコンサルタントを実施している。

**Q 8 通関手続に係る不服申立て制度はどのようなものか。**

**A 8** まずは関税庁に不服申立てを行うこととなり、その決定に不満があれば国税不服審判所で、それ以降は裁判で争うこととなる。近年不服申立て事案が増加しているものと聞いている。

**Q 9 RCEP について韓国はどうとらえているか。**

**A 9** TPP については後から加わろうとした経緯もあり微妙な立場であったが、RCEP については当初からの交渉参加国であり、そこから立場は変わらない。現在韓国では、メキシコとの FTA 締結に向けた交渉に集中しているものと考えられる。

**Q 10 (韓国側から) 日本は TPP についてどう考えているのか。**

**A 10** 米国が離脱したが、首相は諦めていないと言っている。残りの 11 カ国で、TPP11 を結ぶ交渉を提案しているが、現実問題として進展は難しい。日本としては、農業に対する圧力が強まるおそれがあるため、米国との 2 国間での協議は行いたくないと考えている。これに対し、RCEP は急速にクローズアップされつつあり、今後のメガ FTA の中心的な交渉のテーマとなってくる可能性がある。

(2) 産業経済貿易研究所 Koh Joon-Sung 氏 (3月9日 16:30~18:00)

**Q 11 関税庁や税関では FTA に関する啓蒙活動が行われているが、それ以外に政府として FTA 活用率を高める政策を何かとっているか。**

**A 11** 7~8 年前から、原産地に関する情報を主に中小企業向けに提供する原産地管理士という資格が設けられ、企業に対する情報提供を行っている。原産地管理士はもと

もと民間の資格であったが、関税庁傘下の国際原産地情報院（www.origin.or.kr）という半官半民の組織がこれを拾い上げた形となっている。大企業の中には、自社の社員として原産地管理士資格を持つ者を雇用する例も見られる。

**Q 12 FTA の活用率について教えてほしい。**

**A 12** 韓国貿易協会（KITA）がデータ管理を行っている。活用率が最も高いチリは約80%、低いASEANは約32%である。EU等は当初から活用率が高いが、ASEANでは相手国で恣意的な通関が行われる等の理由により活用率が低いままとなっている。ASEANについては、活用率を高めるための方策として、電子申請等を進めいくことが考えられている。

**Q 13 FTA 比率が高い（約67%）政策を採用する理由は。**

**A 13** まず、韓国は日本よりも貿易依存度が高いことが挙げられる。また、1998年のアジア金融危機が一つのきっかけとなり、それまで障害となっていた農業問題を乗り越え、国を救うための一つの処方箋としてFTAを導入することとなったといえる。他方、一般の貿易支援政策と別に農業のための特別支援法を制定して、FTAにより発生する被害に対応した。農業経済研究所の試算によると、韓チリFTAにおいては、ブドウ農家に9,000億ウォン（約900億円）の被害が出るものと事前に予想されていたものが、実際には3,700億ウォン（約370億円）しか被害が生じなかつた。

**Q 14 次のFTA相手国のターゲットはメキシコか。**

**A 14** それ以外にも、例えば日本はRCEPを通じて交渉を行っていくであろう。日中韓FTAは、今回のTHAAD問題もあり交渉は停滞が予想される。またイスラエル、ロシア、中南米諸国とも交渉を行っていくであろう。アフリカ以外については、2国間FTAが中心である。とりわけ、トランプ政権はメガFTAに否定的な立場であるので、韓国としても二国間FTAを推進する方向性で問題ないのでないか。

**Q 15 日韓FTAについてはどう見ているか。**

**A 15** 日韓FTAがうまくいかなかったのは、日本が農業対策について高いクオリティの話を持ってこなかつたことが原因と考えている。その状態では韓国としてもFTAを締結する意味はあまりない。

(3) 韓国中小企業中央会（3月10日 10:30～12:00）

対応者 Kim Tae-Hwan 氏 (Trade Policy Department/Chief of Department)  
Kim Hyeong-Woo 氏(Trade Policy Department/Manager)

Q 16 多数の FTA の存在により韓国企業、特に中小企業が直面している問題は何か。また、それらの問題に対して韓国企業はどのように対処しているのか。

A 16

- ①FTA 協定により内容（原産地決定方式等）が異なるため、どのように対応するかが問題となる。
- ②同じ貨物でも HS 分類が韓国国内のものと相手国のものとが異なることがあることも問題
- ③米国・EUとのFTAは自己証明制度であり、大企業や中堅企業であれば、これに対応できる社内スタッフがいるが、中小企業にはそのようなスタッフがないので、関税庁や関係機関の支援を受けて対処している。

Q 17 韓国企業が認識している FTA のメリットは何か。例えば日本企業の回答例は以下のようであるが<sup>1</sup>。

- ①関税撤廃による調達コストの低減
- ②日系企業の事業拡大による売り上げ増（外資規制の緩和を除く）
- ③外資規制の緩和
- ④相手国の関税撤廃による輸出競争力の強化

A 17 一番は相手国の関税撤廃による輸出競争力の強化であり、次いで関税撤廃による調達コストの低減が挙げられる。ただし、中小企業にとっては、①と④は同じことはないかと思う。FTAは大手企業にとってはメリットが大きいが、中小企業は元々国内の取引が多いので、中小企業にはFTA活用によるメリットを見つけることは難しい。

Q 18 関税士の利用状況はどうか。また、関税士の役割は何か。

A 18 関税士は FTA のことをよく知らない。3年前ぐらいに原産地実務士という資格ができたのは、そのような状況に対応するためではなかろうか。中小企業には原産地実務士が正確な情報を提供してくれている。自らのスキルアップのため取得している者が多いと聞いている。試験はそこまで難しくないようである。

輸入通関の際は関税士・原産地管理士を利用することがほとんどであり、FTA-

---

<sup>1</sup> 以下、日本企業の回答例は、2014年版通商白書による。

Passなどの制度を企業が直接利用することはあまりない<sup>2</sup>。

**Q 19** 中小企業の原産地証明書申請のための書類作成状況はどうか。例えば日本企業の回答例は以下のようであるが。

- ①自ら作成している
- ②取引先が作成したもののみ利用している
- ③利用を検討している
- ④利用の予定はない
- ⑤分からない
- ⑥対象となる国・地域や品目の取引がない

**A 19** ①の回答のように、自ら作成するため、困っている。関税士は税関との問題について扱う資格があるので、原産地証明に関する書類の作成には原産地実務士が当たっている。

韓国には FTA PASS というオンライン・システムがあり、これが中小企業への助けとなっている。具体的には、FTA 每の原産地に関する情報がとれる。ただし、少し複雑化しており、改善しようとしているところである。

この点、アメリカや EU は、自己申告制度であるので簡便である。ASEAN は複雑で、利用が進んでいない側面がある。ASEAN の場合、相手国の関税がすでに低く、2~3%程度の課税の違いでしかなければ、あきらめて FTA 制度を利用せずに輸出している場合もある。

**Q 20** FTA 利用上の問題点は何か。例えば日本企業の回答例は以下のようであるが。

- ①輸出のたびに証明書発給申請が必要であり、手間
- ②原産地基準を満たすための事務的負担
- ③品目ごとに原産地判定基準が異なり、煩雑
- ④原産地証明書発給にかかる手数料費用
- ⑤原産地判定/証明書発給までの時間が長い
- ⑥社内で FTA 利用の体制が整っていない
- ⑦輸入国通関で、FTA 適用上のトラブルを経験
- ⑧FTA の利用に関する情報が少ない

**A 20** 韓国企業も日本企業と同じである。他に、大手企業が原産地証明のため、中小企業に対して情報提供を依頼するが、中小企業がついて行っていないという問題点もある。また、FTA では関税は段階的に撤廃されるはずであるが、相手国がこれを守ら

---

<sup>2</sup>原産地実務士は 2015 年に、原産地管理士は 2012 年にそれぞれ制度化された。

ない場合があり、それに対するクレームをどうやっていくかという問題もある。

さらに、現地バイヤーの質の問題もある。現地バイヤーが適切に対応しないため、本来受けることができるはずの関税の低減を受けることができない。韓国関税庁を通して対応してもらっても、相手国の関税当局に対するクレームまでが限界で、結局相手国バイヤーが対応しないので、埒があかない場合がある。

(金会長の個人的意見だが…と断った上で) トランプ政権が二国間 FTA にこだわっているのは結局そこではないか? 途上国を入れたマルチの FTA を作っても結局途上国では FTA の内容が遵守されないので、マルチの FTA を避けようとしているのではないか?

**Q 21** FTA の情報提供についての意見は? 例えば日本企業の回答例は以下のようであるが。

- ①どのようなホームページで情報提供がされているかわからない
- ②ホームページによる情報提供が理解できない
- ③ホームページで提供されている情報と必要としている情報にギャップがある
- ④政府や商工会議所等によるセミナーに、費用がかかることや、時間を割けないとによって参加できない
- ⑤知りたい情報を調べるために時間がかかる
- ⑥現在のもので十分
- ⑦その他

**A 21** 韓国では KITA が FTA 貿易総合支援センターを通じて情報提供している。同センターには中小企業庁、関税庁からもスタッフが派遣されており、様々な地域に機関を有している。

中小企業には有益な情報提供がなされている。大手企業はそもそもこのような FTA 情報の提供は必要ではないであろう。同センターのサイトにアクセスすると、関税率や FTA 協定の全文を見ることができる。しかし情報が多くて、活用が難しい面もある。

**Q 22** FTA の利用検討に必要な情報は何か。 例えば日本企業の回答例は以下のようであるが。

- ①関税面以外の利用メリット
- ②実際の他社の利用事例
- ③原産地証明書の作成方法
- ④減税を受けるための手続き
- ⑤関税減税額、FTA 締結国と対象品

**Q23 FTA 利用のために参照したホームページは何か。例えば日本企業の回答例は以下のようであるが。**

- ①商工会議所（原産地証明書の作成方法・手続きなど）
- ②政府機関（FTA 全般、利用方法など）
- ③業界団体
- ④データベース
- ⑤相手国政府（輸入関税率、締結相手国など）
- ⑥税関（関税率など）

**Q24 FTA 特恵税率利用開始のきっかけは何か。例えば日本企業の回答例は以下のようにあるが。**

- ①公的機関（政府機関や商工会議所等）の FTA セミナーやアドバイス等で関税メソットを知った
- ②輸出先（日系企業）の要請
- ③輸出先（外国企業）の要請
- ④国内取引先の要請
- ⑤社内からの提案
- ⑥業界団体によるホームページやセミナー等による情報提供やアドバイス
- ⑦マスコミ報道、業界紙、FTA 関連の書籍
- ⑧コンサルタントからの提案
- ⑨地方銀行・信用金庫などの金融機関からの提案
- ⑩その他

**Q25 FTA の利用検討を行っている部署は何か。例えば日本企業の回答例は以下のようにあるが。**

- ①自社（統括、企画部門）
- ②自社（事業部）
- ③現地法人（拠点統括）
- ④現地法人（生産・調達拠点）
- ⑤物流関係の企業
- ⑥納入先企業
- ⑦調達元企業
- ⑧その他
- ⑨ない

A 22～25（まとめて回答） 中小企業にとっては、情報が得やすければFTAの利用が進むというような問題ではないと思われる。中小企業は多くの場合取引先から要求されて初めてFTAを利用しようとすることが多い。

例1 取引先の大手企業が、FTAを利用した輸出のために中小企業に対して、必要な書類の提出を求めてくる。

例2 輸出相手国バイヤーがFTA利用のための書類の提出を要求してくる。

こうした事態になって、初めて品目分類等を調べ始めているというのが実情である。例2の場合でいえば、取引先のバイヤーがFTAを利用しないと言えば、その通りにするだろう。

Q26 原産地証明書取得のための書類を作成している部署は何か。回答例としては以下のものがあるが。

- ①自社（統括、企画部門）
- ②自社（事業部）
- ③現地法人（拠点統括）
- ④現地法人（生産・調達拠点）
- ⑤物流関係の企業
- ⑥納入先企業
- ⑦調達元企業
- ⑧その他
- ⑨ない

A26 おそらく①や②という回答は、機関発給の場合を想定していると思われるが、中小企業には難しい点もある。

ASEANに機械を輸出する場合、20～40%の付加価値基準を満たさなければならぬとして、だいたい2万点の部品が域内産であることを証明しなければならない。これは入力だけで大変なので、あきらめたというエピソードもある。

Q27 税関の決定についての不服申立て制度はあるか。またその利用状況は？

A27 中小企業中央会として回答すべきは制度がどのようになっているかよりも、利用状

況の点ではないかと考えるので、そちらを中心に回答するが、不服申立ての原因となる事由は実に様々で、一概には説明できないが、手続が難しいから中小企業は不服申立て制度を活用できないのではないかといわれれば、必ずしもそうではない。概して輸入に関しては問題はあまりない。輸出の時に相手国が途上国であると、問題が生じる場合がある。

Q28 不服申立て制度において、どのような争点が提起されているか。

A28 HS 分類が国によって、特に途上国相手で異なることがあり、不服申立ての対象となることがある。例えば、生の小豆は関税が高いが、茹であれば加工食品として関税が低いというような場合に、少しだけ茹であればどちらになるのか、業者としては茹である方の HS、税関は生の HS であると主張して紛争事案となるケースがあったと聞いている。

Q29 中小企業と大手企業が海外との取引で契約を結ぶとき、原産地証明ができないとその分の額を負担しろと言われたりするケースはあるのか。

A29 大手と取引する中小企業は1箇所だけではないので、それを契約の条件とすることにあまり意味はなく、考えにくい。

# 韓国における FTA 活用のための方策

## －中小企業向けの対策を中心に－

福本 渉

### I. FTA 制度と原産地規則

#### A. 自由貿易体制における地域統合

WTO は、一般的最恵国待遇原則に基づき、自由貿易体制を拡大することを原則とし、第二次世界大戦前のブロック経済や差別的な経済政策に対する反省から生まれたものである。従って、加盟国の一員のみで自由化を進める自由貿易地域や関税同盟<sup>1</sup>が WTO のような自由貿易体制に適合的であるのかどうかについての懸念も生じうるところではある。

しかし、現在ではこのような自由貿易地域や関税同盟は GATT24 条の要件を満たす等すれば認められるとされ、むしろ自由貿易を推進するものであるという考え方が多数を占める。

とはいっても、WTO という全世界的な自由貿易体制が存在する上にさらに別の自由貿易のための制度が作られるということは、実際にこれを活用する国内企業、とりわけ中小企業には困難な事態が生じうることも予想される。本稿においては、このような中小企業にとって活用可能な制度であるのかどうかという観点から、多数の二国間 FTA が締結されている状況

---

<sup>1</sup> BELA BALASSA, THE THEORY OF ECONOMIC INTEGRATION 2 (1961)は、経済統合を域内政策の統合の度合いに応じて自由貿易地域、関税同盟、共同市場、経済同盟、完全な経済統合の 5 種類に分類し、自由貿易地域はなお参加各國が独自の関税を維持するのに対し、関税同盟においては域外国に対する関税も統一されることとなるとする。同書のように、域内政策の統合度合いに応じて経済統合を分類するのは、今なお明快な分類基準であろう。同書の分類を採用するものとして、松村敦子「地域貿易協定と WTO」松下満夫『WTO の諸相』(2004 年)。

ただし、現在では関税の撤廃のみでは自由貿易を推進することはできず、自由貿易の妨げとなる制限的通商規則の廃止も必要であることから、GATT24 条 8 項では、関税同盟と自由貿易協定とともに域内の関税その他の制限的通商規則を実質上すべての貿易について廃止しているものとする。その上で、域外との貿易の実質的な部分について関税のみならず「その他の通商規則」(同 2 項)まで統一しているものを関税同盟、そうでないものを自由貿易地域と定義している。

なお、24 条 8 項では、自由貿易地域は「構成地域の原産の产品的構成地域間における実質上のすべての貿易について」関税その他の制限的通商規則を廃止するものとするのに対し、関税同盟は「同盟の構成地域間の実質上すべての貿易について」廃止するか、自由貿易地域と同様、原産品のみについて廃止するかのいずれでも関税同盟と呼びうるとする。

自由貿易地域の関税・制限的通商規則の廃止が原産品に限られることの必然性については、後掲注 2 を参照。

についての検討を行う。そのために、近年二国間 FTA を積極的に推進している韓国の事例を中心に取り上げたい。

なお、我が国が締結している条約については、EPA あるいは経済連携協定という呼び名が一般的であるが、本稿では韓国の政策を中心に検討するため、韓国での一般的な呼称である自由貿易協定（자유무역협정）の略称である FTA で以下統一するものとする。

## B. FTA 制度における原産地規則

FTA 制度において、原産地規則は不可欠である。今、A、B 二つの国が FTA ないし関税同盟を締結しているとして、関税同盟であれば、域外関税が統一されるため、A、B いずれの国境で輸入されようとも同率の関税が課され、域内を移動する限りで一切の関税が賦課されないとても何ら問題は生じない。

これに対して FTA においては、A、B 両国の関税が異なるため、仮に A 国関税が B 国関税よりも低ければ、当該 FTA への輸入はすべて A 国を経由することとなり、B 国の関税収入を害することとなる<sup>2</sup>。

このような事態を回避するために原産地規則が必要とされる。原産地規則を満たさない輸入品に対しては、A・B 間の国境でこれまでと同じように関税を課すというわけである。

しかし、そこで定められる原産地規則は複雑なものとなりがちである。

一般的に、原産地決定基準は完全生産基準と実質変更基準の 2 種類に分類され、さらに実質変更基準は、関税番号変更基準、加工工程基準、付加価値基準に分類される<sup>3</sup>が、一つの FTA において、どれか一つのみが使われるということはない。関税番号変更基準は輸入原料・部品と域内で製造された完成品の分類が異なれば、域内で产品とみなすというものであるが、その分類は「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」第 1 条(a)に定められる商品の名称及び分類についての統一システムに基づき決定される。しかし、これは非常に精緻な分類となっており、とりわけ中小企業にとってはこのような知識・情報を有する部門を社内に設置しておくことは困難ではないかと考えられる。

また、原産地決定基準としては付加価値基準も多く用いられるところであるが、条約が政治的な妥協の産物としての側面を有する以上、その内容は複雑になりがちであるし、また、実際の条約の運用にあたっても、FTA の利用のために付加価値を証する書面の提出等が必要になってくることから、とりわけ中小企業がこうした制度を上手く活用できず、FTA の利用率が下がるのではないかという懸念が生ずる<sup>4</sup>。

冒頭で述べたとおり、FTA 制度にとって原産地規則は不可欠なものであるが、原産地規

<sup>2</sup> 木村福成・椋寛編『国際経済学のフロンティア』(2016 年) p.405、中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇『国際経済法 第 2 版』(2012 年) p.250-251 間宮勇担当部分

<sup>3</sup> 小室程夫『国際経済法』(2011 年) p.259。

<sup>4</sup> 中小企業が上手く FTA 制度を活用できないのではないかとの懸念を示すものとして、大矢根聰・大西裕編『FTA・TPP の政治学』(2016 年) p.141 大西裕担当部分。

則が複雑にならざるを得ないことを考えれば、それにより個々の FTA の利用率は下がり、多数の 2 国間 FTA が並立した状態においては、全体としてむしろ自由貿易を阻害するのではないかという疑問が生じる。

また、ここでいう複雑さは、とりわけ中小企業にとっては大きな問題となると予想される。

## II. 複雑化した FTA の帰結

直観的には、複雑化した FTA は中小企業には活用が難しいと考えられ、中小企業の活用が進まないが故に、FTA 全体の利用率が下がるのではないかと考えられる。この点につき、経済学の議論がどのようにになっているかを、まず見てみたい<sup>5</sup>。

### A. 経済学における議論

完全競争下における市場価格は需要供給曲線によって説明される。完全競争の下ではすべての企業が価格支配力を持たないプライス・ティカーとなるので、供給曲線は価格に応じて供給量が決まる曲線となる。これに対して需要曲線は、原産地規則の影響を受けることとなる。

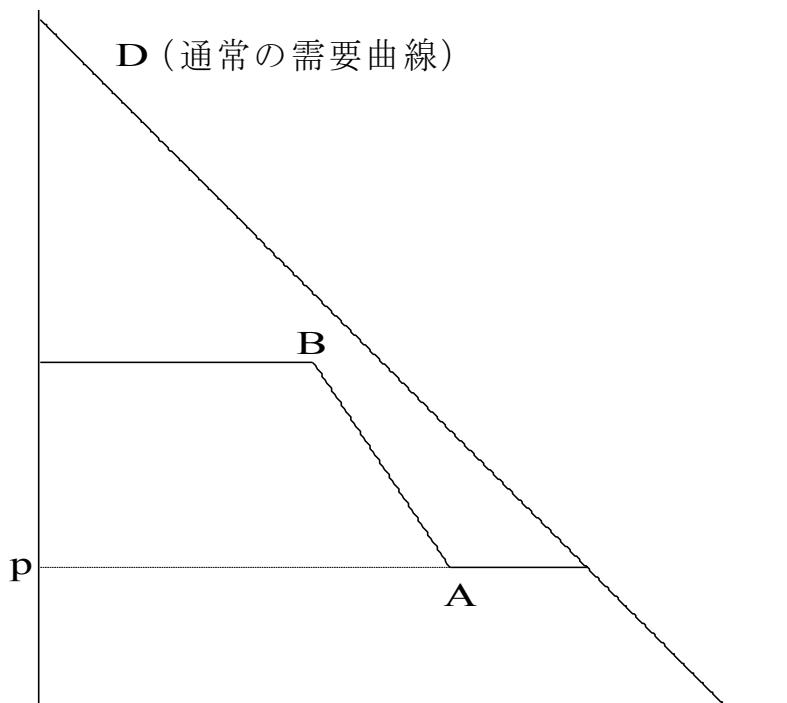
まず、現在の輸入品の価格が  $p$  であるとする。原産地規則が無ければ、輸入品よりも高い国内産品に対しては需要がゼロとなるはずである。しかし、原産地規則があることにより、輸入品よりも高価であっても、一定程度の国内産品が購入されることになるので、ある程度の需要が見込まれることになる(A)。しかし、原産地規則があるからといって、輸入品に比べて国内産品がどれほど高価であっても購入されるということにはならないから、ある価格以上では国内産品に対する需要はゼロとなると考えられる。

---

<sup>5</sup> 以下の議論は、Jiadong Ju and Kala Krishna, *Regulations, regime switches and non-monotonicity when non-compliance is an option: an application to content protection and preference* 77 Economic Letters 315-321 (2002)に寄るものである。

従って、原産地規則を有する国家の市場における需要曲線を、原産地規則の厳しさを表す数値  $k$  の関数  $P(k)$  とすると、図 1 のようになる。

図 1



ここで、原産地規則の内容がより厳しくなった事態を想定してみると（図 2）、以下のようない影響が出ると考えられる。すなわち、輸入品価格と同価格帯では、厳しくなった原産地規則の内容に合わせて、より多くの需要が出ると考えられるが、代わりに、より厳しくなった原産地規則に対する遵守の動機が下がるため、国内産品に対する需要がゼロとなる価格はより低いものとなる ( $P(k) \rightarrow P(k')$ )。

図 2

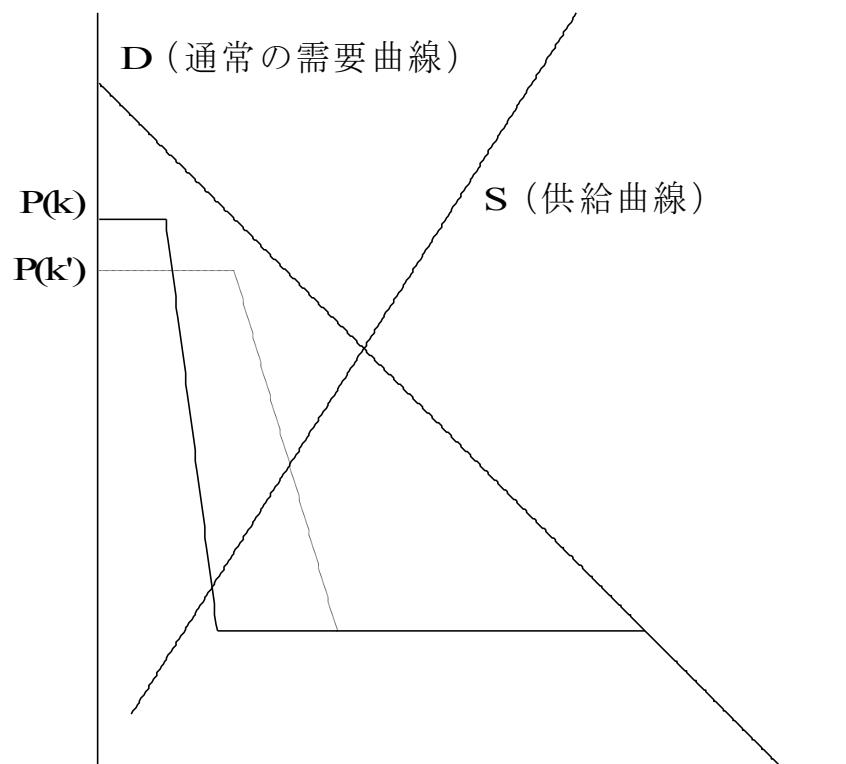
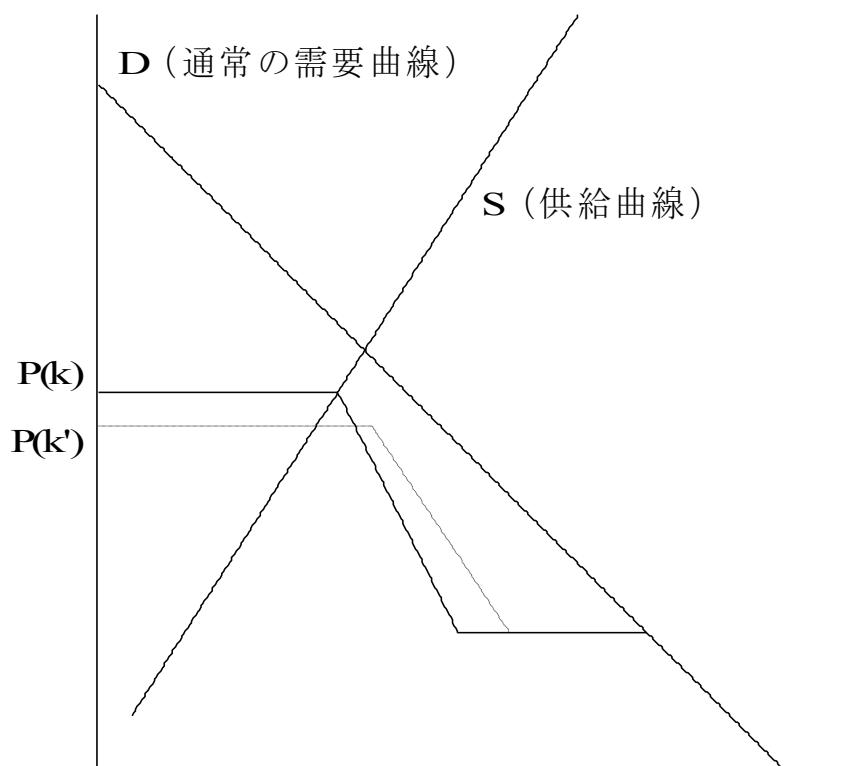


図 2 上で供給曲線との交点を考えると、原産地規則の内容が厳しい方が、より高い市場価格で多くの需要を生む結果となる。ところが、原産地規則の内容がある程度以上に厳しくなると（図 3）、原産地規則が厳しくなれば、需要は逆に減ることとなる ( $P(k) \rightarrow P(k')$ )。

図 3



以上のように、経済学からは、原産地規則の内容が厳しければ、一部の企業しか FTA を利用しなくなると証明されているのである。

#### B. 日韓 EPA・FTA の内容

次に、日韓の FTA の内容を比較してみよう。2017 年 9 月現在で、日本と諸外国との間で締結済みの FTA は 16、これに対して、韓国が締結している FTA は 15 である。これらの内、日本と韓国で締約相手国が同じものは、シンガポール、ASEAN、インド、ペルー、オーストラリア、チリの 6 カ国・地域である。

まず、韓国の FTA の利用率であるが、これは 2016 年の年間ベースで、以下のようにな

っている<sup>6</sup>。

表 1 2016 年度輸出実績（韓国）

国名 地域名	活用率
ASEAN	52.3%
EFTA	80.4%
EU	84.8%
インド	65.8%
オーストラリア	77.4%
カナダ	89.1%
コロンビア	17.4%
中国	33.9%
チリ	78.6%
トレコ	80.4%
ニュージーランド	31.8%
米国	75.6%
ベトナム	36.9%
ペルー	83.3%
総計	63.8%

表 2 2016 年度輸入実績（韓国）

国名 地域名	活用率
ASEAN	73.5%
EFTA	56.8%
EU	72.1%
インド	56.0%
オーストラリア	79.2%
カナダ	75.1%
コロンビア	66.4%
中国	58.1%
チリ	99.3%
トレコ	65.9%
ニュージーランド	87.3%
米国	70.7%
ベトナム	88.2%
ペルー	77.5%
総計	69.6%

ここでいう利用率の算出方法は、輸出については、FTA 証明書発給実績／FTA 特恵対象品目輸出実績×100、輸入については、FTA 協定税率適用実績／FTA 特恵対象品目輸入実績×100 という計算方法で算出されている。

これに対し、日本の FTA について同じ種類の統計データーは存在しないが、JETRO が作成した「2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」<sup>7</sup>で、調査対象企業の中で、「FTA を利用している」とアンケートに回答した企業の割合が掲載されているので、それらの中から日韓共に FTA を締結済みの国・地域についてそれぞれ見ていくと、インドが 31.0%、ペルーが 35.9%、オーストラリアが 27.3%、チリが 57.5% となっている（

<sup>6</sup> FTA 활용률、

[http://www.customs.go.kr/kcshome/ftaportalkor/ftaTrtyManage/ExportAgreeFtaUseRate.d  
o?layoutMenuNo=32131&cnvnNm=ALL](http://www.customs.go.kr/kcshome/ftaportalkor/ftaTrtyManage/ExportAgreeFtaUseRate.do?layoutMenuNo=32131&cnvnNm=ALL) (last visited Sep. 19, 2017)

<sup>7</sup> 独立行政法人 日本貿易振興機構 海外調査部 国際経済課『2016 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査～JETRO 海外ビジネス調査～』(2017 年) p.61

表 3)。

表 3 日韓両国とも FTA を締結している地域における日本企業の FTA 活用率（アンケートに基づく）

ASEAN	※
インド	31.00%
ペルー	35.90%
オーストラリア	27.30%
チリ	57.50%

※ASEAN 全体についてのアンケートではなく、タイ 51.7%、ベトナム 37.0%、インドネシア 42.9%、マレーシア 35.0%、フィリピン 20.7%、その他 ASEAN 30.0%となっている。

日韓両国のデーターは、それぞれ統計の取り方が違うため、単純に比較することはできないが、日本の利用率は、韓国に比べて低くなっているであろうことが予想される。

とりわけ、韓国・ペルーの FTA 発効日は 2011 年 8 月 1 日、韓国・オーストラリアの FTA 発効日は 2014 年 12 月 12 日と発効から比較的短期間しか時間が経過していないにもかかわらず、FTA 利用率は、輸出に関してそれぞれ 83.3%、77.4% と高い水準を達成しているのに対し、日本とそれら両国との間の FTA はそれほど高い利用率を示していない。

ところが、オーストラリア及びペルーとの FTA の内容が、日韓で大幅に異なるということはない。

例えば、オーストラリアとの FTA であるが、まず、日韓両国の対オーストラリアの貿易額を見てみると、2016 年の日本からオーストラリアへの総輸出額は 14,335,579K US\$<sup>8</sup>、これに対して韓国の総輸出額は 7,500,619K US\$<sup>9</sup>である。

この内、日韓とともに取引額が大きい自動車<sup>10</sup>に関する取引について、日豪間の FTA では、関税番号変更基準と付加価値基準が用いられ、付加価値基準の計算方法としては、FOB 価格から非原産材料価格を引いた金額を基準に原産地材料の割合を算出する方式をとっている。そこでは、自動車関連の付加価値基準については、原産材料が 40% を占めなければならないという基準が設けられている<sup>11</sup>。

<sup>8</sup> OECD (2017), International Trade by Commodity Statistics, Volume 2017 Issue 1: Australia, Canada, Japan, Norway, Switzerland, United States, OECD Publishing, Paris.

<http://dx.doi.org/10.1787/itcs-v2017-1-en>

<sup>9</sup> OECD (2017), International Trade by Commodity Statistics, Volume 2017 Issue 4: Denmark, Greece, Hungary, Korea, Mexico, Spain, OECD Publishing, Paris.  
<http://dx.doi.org/10.1787/itcs-v2017-4-en>

<sup>10</sup> 前掲注 8。日本からの輸出が一番多いのは第 87 類に当たる「鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品」であり、輸出額は 6,792,418K US\$、割合にして 46.5436% である。第 87 類は韓国では二番目に多く、2,132,938K US\$ であり、総輸出額に占める割合は、26.3334% である。

<sup>11</sup> 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第 3.5 条及び同附属書 2。

韓国で最も多いのは第 27 類の「鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう」であり、2,956,276K US\$で 36.4985%、これについて日本は 1,887,634K US\$で 12.9346%と 2 番目に高い割合を示している。韓国・日本ともに 3 番目に多いのは第 84 類の「原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品」でそれぞれ 910,839K US\$で 11.2453%、1,714,679K US\$で 11.7495%である。87 類の輸送車両と合わせると、日韓いづれも対豪貿易額の 70%を超える部分がこれらによって占められる。

これらの製品についても、韓豪の FTA では関税番号変更基準のみが認められているにもかかわらず日豪の FTA では付加価値基準 40%が認められているものがあり、日本の原産地規則の方が厳しいというわけではない。

にもかかわらず、日韓で利用率に大きな差が出ているというのは、制度の運営において何らかの違いがあるからではないかと考えられる。

これに対して、韓豪 FTA も同様に、関税番号変更基準と付加価値基準を用いるが、付加価値基準に関しては、品目に応じて積み上げ方式で 30%または減算方式で 40%の基準が用いられ、日豪よりはやや緩い基準となっている<sup>12</sup>が、大きな違いは無い。

一方、ペルー輸入で最も多いのは日韓とともに HS コード 8703 の「乗用自動車その他の自動車」であり、これに対するペルーの関税は 6%であるが、韓国からの乗用車輸出が 1000CC クラスのものから 3000CC 以上のものまで幅広く輸出されているのに対し、日本からの輸出は 1500CC から 3000CC のもののみが突出しており、それに続くのは非課税の輸送用車両または貨物用車両である（韓国からのこれらの車両の輸出額は日本よりも少ない）<sup>13</sup>。これら車両に対する原産地規則は、日本とペルーの FTA では原産資格割合が 45%であることが要求される<sup>14</sup>のに対して、韓国とペルーの FTA では、積み上げ方式で 35%または減算方

そこでは、原産資格割合 (QVC) を求める計算式として、
$$QVC = \frac{FOB-VNM}{FOB} \times 100$$
 が用いられている (VNM は非原産材料価格)。

<sup>12</sup> Free Trade Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of Australia, Art. 3, Apr. 8, 2014. 同条約によれば、積み上げ方式として、

$$RVC = \frac{VOM}{AV} \times 100 \quad (VOM \text{ は原産材料価格。AV は域内で製造された完成品等の価格を表す})$$

すが、FOB を基準にしている)、減算方式として  $RVC = \frac{AV-VNM}{AV} \times 100$  を用いる (VNM は非減算材料価格であり、AV が FOB の利用を基本とするため、日本・オーストラリアの FTA とほぼ同じ基準と考えられる)。

<sup>13</sup> [http://www.sunat.gob.pe/estad-comExt/modelo\\_web/anuario16.html](http://www.sunat.gob.pe/estad-comExt/modelo_web/anuario16.html) (last visited Sep. 19, 2017)

<sup>14</sup> 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第 41 条及び附属書 3。計算方法は、注 6、オーストラリアとの条約に同じ。

式で 45%となっていて<sup>15</sup>、大きな違いは無い。日本からの乗用車の輸出が 1500CC から 3000CC のものに限られている点は、FTA 制度が活用されていないことが原因なのではないかとの疑惑が生じる。

### III. 韓国の対応

II 章で述べたように、多数の二国間 FTA が存在する状況下では、中小企業による FTA 活用が進まないため、全体として FTA の活用率が下がるのではないかと考えられるが、実際の韓国では我が国よりも高い活用率を示している。

そのために、韓国ではどのような施策がとられているのであろうか<sup>16</sup>。

#### A. 韓国における FTA 利用推進策

韓国においては、過去何度か FTA 活用率を上げるための施策がとられている<sup>17</sup>。2010 年 7 月の『成長動力創出のための FTA 活用支援総合対策』においては、原産地証明書発給の簡素化に加え、さまざまなコンピューター・ネットワークを活用した施策が打ち出された。例えば、韓国関税庁は FTA-PASS と呼ばれる原産地認定・証明書発給・書類保管等の原産地管理業務を電子的に処理できるソリューションを作成した。

この点に関してはさらに、電子通関システム利用の際の FTA 特恵税率や原産地基準の情報提供を始めとした、様々な FTA 情報の提供を、インターネット等によって行うこととなった。

また、地域 FTA 活用支援センターといった新しい組織の設立等を通じて、情報提供や教育のための人的リソースの確保等が行われた。

---

<sup>15</sup> Free Trade Agreement between the Republic of Korea and the Republic of Peru, Art. 3.3, Mar. 21, 2011. 計算方法は、注 7 のオーストラリアとの条約とほぼ同じで、AV ではなく、FOB を使用するとのみ書かれている点が異なる。

<sup>16</sup> 韓国が国を挙げての自由貿易政策への転換を図れた理由として、1997 年のアジア通貨危機に際し、IMF から自由主義改革を迫られた点を挙げる説に対し、大西前掲書注 4 では、IMF が発言権を有していたのは金大中政権の初期であることから（同書 p.125）、むしろ農民団体がすでに圧力団体として機能できないほど弱体化している点や、韓国内の支配的言説が貿易自由化が不可欠であるとなった点を重視すべきではないかと主張する（同 p.140）。

しかし、今回の現地調査においてはアジア通貨危機を自由貿易政策への転換の理由として挙げる意見が散見された。アジア通貨危機に際し IMF の介入を招いたことが、その後も大きなショックとして国内政治に影響を与え続けているのかもしれない。アジア通貨危機の際の IMF の対応の厳しさについては、小浜裕久『ODA の経済学 第 3 版』（2013 年）p.159-160

<sup>17</sup> 韓国政府の施策について、総合的に検討したものとして、宋俊憲・久野新「韓国における企業向け FTA 利用促進政策の現状と日本への示唆」ERINA REPORT No.126 (2015 年)。

ところが、これら諸策にもかかわらず、2013年には中小企業のFTA活用率の低さが問題となり、『中小企業のFTA活用促進のための総合対策』が策定されている。

そこでは、従来のコンピューター・ネットワークを活用した支援策から、より人的リソースを活用した施策が打ち出され、大学での「FTAビジネス修士課程」の創設や、民間資格を後に関税庁が公認した「原産地管理士」の拡充等が唱われた<sup>18</sup>。

## B. 資格制度の拡充

以上で述べたとおり、FTA活用率上昇のために、韓国ではコンピューター・ネットワークを通じたソリューションの開発や情報提供といった施策がまず行われた。ところが、中小企業のFTA活用という観点からは、これら施策は不十分と考えられ、より人的な支援を拡充する施策が行われ、「FTAビジネス修士課程」の創設や、「原産地管理士」の拡充により中小企業のFTA活用率を上げることが狙われたようである。

わが国の通関士と同様、韓国の関税士も資格取得にはFTAの知識が不要であることから、関税士にFTAの知識をつけさせることで、中小企業のFTA活用率を上げようとしたことは多少効果があったようで、韓国の関税士で自らの業務範囲を広げるために原産地管理士資格を取得しようとする動きはあったようである。

ところが、2014年には早くも「FTAビジネス修士課程」の実務家としての有効性について疑問視する声が上がり始め、また、受験資格の拡大や試験回数の増加といった制度変更にもかかわらず原産地管理士の合格者がさほど増えていないことが問題点として指摘されていたようである<sup>19</sup>。

これに対して韓国では、原産地実務士（원산지실무사）という資格が2015年から新設されている。同資格は原産地証明の作成等を担う資格で、特に中小企業を支援するための資格として構想されている<sup>20</sup>。

原産地管理士と原産地実務士の試験科目の違いは以下の通りである<sup>21</sup>。

---

<sup>18</sup> 前掲注17 p.16

<sup>19</sup> 前掲注17p.17

<sup>20</sup> 원산지실무사소개

<http://www.ftaedu.or.kr/lu/qfeStdExaminationTwo.do?m=getIntroductionTwo> (last visited Sep. 19, 2017)

<sup>21</sup> <http://www.ftaedu.or.kr/lu/qfeStdExamination.do?m=getIntroduction> (last visited Sep. 19, 2017)

- 原産地管理士

	科目	出題分野
1 時間 目 (60 分)	FTA 協定及び法令 (25 問)	○FTA の理解
		○FTA 関税特例法
		○原産地証明制度
		○原産地認証輸出者制度
		○原産地調査
		○原産地事前審査
		○秘密保持義務、不服申立、違反者に対する制裁等
	品目分類 (25 問)	○OHS 品目分類制度
		○関税率表通則
		○関税率表各部・類・注 分類原則と品目分類等
2 時間 目 (60 分)	原産地決定基準 (25 問)	○原産地概要
		○FTA 特恵関税適用条件
		○一般基準
		○品目別基準基準等
	輸出入通関実務 (25 問)	○関税の概要
		○関税法一般
		○輸出入通關
		○保税区域管理
		○保税貨物管理等

- 原産地実務士

	試験時間	科目	出題分野
理 論	09:30～ 10:30 (60 分)	第 1 科目:FTA 原産地理 論 (25 問)	○FTA の概要(意義、原産地,法的根拠)
			○品目分類と FTA 原産地基準
			○輸出入通關と FTA 協定
			○原産地制度の理解(原産地制度,表示等)
			○原産地決定基準(適用要件,基本原則,品目別基準等)
			FTA 原産地実務

			<ul style="list-style-type: none"> <li>○原産地決定基準適用事例に対する理解</li> <li>○原産地判定のための情報の区分及び収集</li> <li>○原産地証明書の作成</li> <li>○認証輸出者審査資料の作成と管理</li> <li>○原産地証明関連保管書類の区分と管理</li> <li>原産地管理システムの活用</li> <li>○原産地情報管理システムの理解</li> <li>○原産地情報データの区分と作成</li> <li>○作成された原産地情報データの入力</li> <li>○原産地管理システム活用原産地証明書類作成</li> <li>○原産地情報及び原産地証明書類のネットワーク送信</li> </ul>
実務	6 時間	原産地管理システム 実務教育	PC 活用実習の教育

原産地管理士が高度な知識を必要とする資格であるのに対し、原産地実務士の試験科目の中には、原産地管理システムの活用も含まれており、コンピューター・システムを準備しても活用が難しかった中小企業のために、システムの利用それ自体を専門に行う人材を準備したと考えられる。

原産地実務士制度はまだ始まったばかりであり、その評価は現段階では時期尚早であろうが、既に中小企業向けに書類作成等の業務で支援を行っているようである。

#### IV. 我が国への示唆

一つのメガ FTA による自由貿易体制の推進に比べると、多数の二国間 FTA が並立した状態は、中小企業にとっては活用が難しく、そのことが FTA 活用率の低下につながるのではないかとの懸念は、韓国においては、解決の方向が模索され、一定程度の効果が上がってきているように思われる。

韓国における施策は、まずコンピューター・システムを利用したソリューションの提供やネットワークを通じた情報提供といった点から始まった。こうした施策はわが国の税関でも行われており、電子通関システムの拡充、インターネットを通じた情報提供は今後も引き続き続けられると思われる。この点は、韓国との違いは量的な違いであって、施策の方向性は同じであることから、いずれ我が国においても FTA 活用率の上昇に寄与するであろうと考えられる。

しかし、中小企業の FTA 活用という観点から見ると、こういった施策だけでは必ずしも

効果的ではないのではないかという疑問が、韓国における経験から明らかとなった。

中小企業にとってより効果的なのは、人的リソースを使った支援であろうと考えられる。その場合、公的な機関を新しく設立するという施策もあり得るが、韓国で新しく創設された原産地実務士制度のような資格制度の創設も検討の対象となろう。

特に、FTA 体制の下では、中小企業は取引先の大企業から求められて初めて原産地証明のための準備をするというケースも多々あると考えられる。韓国では、下請け企業に対する大手輸出企業の過度な情報提供要求<sup>22</sup>の防止を目的として第三者証明制度が導入されたとされるが<sup>23</sup>、原産地実務士のような中小企業のためにコンピューター・ネットワークを活用し提出すべき書面の作成を行う資格の拡充があれば、そのような事態の防止にも役立つのではないかと考える。

---

<sup>22</sup> 今回の韓国中小企業中央会との質疑応答でもこの点に関する質問を行ったが、特に大きな問題とはなっていないようである。

<sup>23</sup> 前掲注 17 p.16

# 韓国の税関行政とその裁量に対する司法審査

中野 健一郎

## 目次

- 第1章 問題の所在
- 第2章 米国の繊維および繊維製品に関する原産地規則事件
- 第3章 いわゆる「審査基準(standard of review)」の論点とその歴史
- 第4章 国際司法裁判所が採用した中庸的な審査と採用に至った根拠
  - 1 捕鯨裁判の概要
  - 2 捕鯨裁判で裁判所が採用した審査基準
  - 3 「客観的な合理性」の審査
- 第5章 結論

## 第1章 問題の所在

韓国の税関行政において、税関当局による関税措置（たとえば原産地規則の制定や関税評価の運用など）の裁量権は、どこまで広く認められるであろうか<sup>1</sup>。

韓国の税関行政は、韓国の行政法によって規律される。まず、韓国の行政法の基本原理を概観することにしよう。

第一に、韓国の行政法は、植民地時代に適用された日本の行政法の傾向を受け継ぎ、現在もなおドイツの行政法の影響を色濃く残している。第二次世界大戦後、部分的に、米国行政法の影響を受けたものの、全体的にはドイツの行政法を基本とする日本の行政法によく似ている。韓国と日本は、いずれも行政法典というものを持たず、いわゆる行政国家現象の進展により、両国の行政法は、膨大な多数の法令で構成されている。

第二に、韓国の行政救済は、伝統的に損害賠償制度と行政訴訟制度で構成され、両国いずれにおいてもこれに関する法律が定められている。行政上の損害賠償は、韓国と日本、いず

<sup>1</sup> 国際経済法における税関当局の関税措置の位置付けについては、松下満雄、米谷三似『国際経済法』（東京大学出版会、2015年）175–206頁、中川淳司『経済規制の国際的調和』（有斐閣、2008年）20–52頁を参照。国境における貿易実務の円滑化という意味での「貿易の円滑化(trade facilitation)」と関税措置の関係については、藤岡博『貿易の円滑化と関税政策の新たな展開』（日本関税協会、2011年）33–123頁、314–341頁を参照。

れにおいても国家賠償法によって規律されている。

第三に、韓国の行政訴訟制度は、行政審判法による行政審判を前審とし、その後に、行政訴訟法による行政訴訟を提起することが認められている。韓国において、行政不服審査制度について定める一般法は行政審判法である。これは、それまでの訴願法に代わるものであり、2010年1月25日に全面改正され（法律第9968号）、同年7月26日から施行されている。また韓国の行政訴訟には、抗告訴訟と当事者訴訟とがあるが、中心となるのは、取消訴訟を核とした行政訴訟である。他方で、日本の行政訴訟は、従来韓国と同様の制度であったが、近年の司法制度改革により、行政事件訴訟法の類型規定が増えており、また当事者訴訟について確認の訴えが認められ、一層の充実化が図られている。したがって、韓国の行政法と行政救済の基本原理を見てみると、韓国の税関行政についての訴えは、通常、韓国の行政審査委員会に行政審判を提起し、その後、国内裁判所に行政訴訟を提起するという形態をとるであろう<sup>2</sup>。

しかしながら、二国間のFTA（自由貿易協定）に関する訴えの場合、輸出国が輸入国である韓国に不服を申し出る場合は、韓国の場合、韓国の国内裁判所であろうか。おそらく、FTAという条約が条約の中で規定するFTAの紛争解決手続、または世界150数か国が加盟する世界貿易機関（以下、WTOとよぶ）の紛争解決手続が利用される可能性が高いのではないか。

本稿は、FTAの紛争解決手続やWTOの紛争解決手続のような国際的な司法機関が、韓国の税関当局の事実認定や法律解釈や具体的な措置の適用とその際の裁量を、どの程度、制限的に、または積極的に踏み込んで解釈し、認定するのかについて、一定程度、画定することを目的とするものである。

## 第2章 米国の繊維および繊維製品に関する原産地規則事件

まず本章では、具体的な例として、米国が採用する繊維製品に関する原産地規則について、インドがWTOの紛争解決手続に訴えを持ち込んだ事件<sup>3</sup>についてみてみることにする。

<sup>2</sup> 韓国の行政訴訟法の概要および日韓の法制度の比較については以下を参照した。高翔龍『韓国法（第3版）』（信山社、2016）、俞珍式「韓国行政法に見る‘Paternalism’—行政不服制度を素材にして」宇賀克也、交告尚史編『現代行政法の構造と展開：小早川光郎先生古稀記念』（有斐閣、2016）、申龍徹『韓国行政・自治入門』（公人社、2006年）、朴正勲「韓国の行政訴訟法」尹龍澤、姜京根編『現代の韓国法—その理論と動態』（有信堂、2004）63–86頁。尹龍澤『東アジアの行政不服審査制度—韓国・中国・台湾そして日本』（有信堂、2004年）2–164頁、289–321頁。趙元濟『行政救済—日・韓の制度と現状—』（信山社、2003年）29–280頁。

<sup>3</sup> United States—Rules of Origin for Textiles and Apparel Products, Report of the Panel, WT/DS243/R, 21 July 2003. 本事件に関する評釈として、小寺彰「米国の繊維及び繊維製品に関する原産地規則」経済産業省HP『WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研

米国の繊維製品に関する原産地規則<sup>4</sup>（以下、米国原産地規則とよぶ）は、①特定国が製造国の場合には、当該国が原産国となること、②より糸等については、紡績が行われた国が原産国となること、③繊維等については、機織国または染色国が原産国となること、④上記の方法によって原産国を決定できない場合は、もっとも重要な部分が製造された国を原産国とすること、を規定している。

申立国であるインドは、次のように主張した。米国原産地規則の採択により、従来は米国においてインド原産ではなかった繊維製品までもがインド原産とみなされるようになり、このことは米国の織物・アパレル産業保護のために使われていることを示しており、WTO 原産地協定<sup>5</sup>を侵害する。これに対し、被申立国である米国は、米国原産地規則は WTO ルールに適合しており問題は生じない、と主張した。

WTO 原産地協定 2 条 (b) は次のように規定する。

自国の原産地規則を、関連する通商政策の措置又は手段のいかんを問わず、  
貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いないこと（下線部は  
筆者）

つまり、この条文の趣旨は、原産地規則を国内産業保護、または特定の加盟国の優遇のために使ってはいけないということである。

2003 年 7 月 21 日、WTO 紛争解決機関は、WTO パネル（小委員会）による判断を採択した。判断の要旨は次のようなものである。

第一に、原産地規則の作成・適用については、加盟国がかなりの裁量を有していることに留意する必要がある。

第二に、米国原産地規則は、製造地規則(fabric formation rule)を定めるが、インドが主張するように付加価値基準を採用しなければいけないという要求は WTO 原産地協定にはない。また、当該規則が製造地規則を採用したからといって、米国の意図が国内繊維産業の保護だと結論することはできない。

第三に、米国は、当該原産地規則の目的として、(ア) もっとも重要な製造活動を反映すること、(イ) 輸入数量制限の迂回を防止し、透明性・予測可能性を確保することを挙げる。

---

究報告書』（2003 年度版）187 - 198 頁。

<sup>4</sup> 米国ウルグアイラウンド協定法 334 条 2.2 条。

<sup>5</sup> 正式名は「原産地規則に関する協定(Agreement on Rules of Origin)」であり、WTO 法の一部である。WTO 法とは、一般に、世界貿易機関 (WTO) を設立するマラケシュ協定 (WTO 設立協定。1994 年 4 月 15 日署名、1995 年 1 月 1 日効力発生。わが国においては、1994 年 12 月 8 日国会承認、12 月 28 日受諾書寄託、同日公布 (条約第 12 条)、1995 年 1 月 1 日発効) およびそれに附属する諸協定のほか、それらから派生した WTO 発足後の加盟国間の合意、WTO 諸機関の内部的決定で法的拘束力のあるもの、WTO と他の国際機関との協定ならびにパネルおよび上級委員会の報告書によって形成された事実上の判例を含む一群の法体系を指す。

まず、米国の原産地規則が採用する（ア）という原則が、米国の繊維産業の保護の口実だと決定する根拠はない。次に、（イ）について、インドは米国の原産地規則が正当な迂回までも妨害するものだと主張し、それに対して米国が「迂回」には確立した定義はないと反論したことに対して、国別繊維輸入数量枠の統一性と実効性を向上させることは不当な目的ではない。

第四に、結論として、米国原産地規則は、保護主義的な目的によって定められたものとは認められず、WTO 原産地協定 2 条（b）に違反しない。またインドの立証は不十分である。

小寺彰教授は、まず、パネルは、原産地規則の制定にあたっては、国家の裁量権が広範に認められたと述べている。さらに、小寺教授は、パネルは、規定の「目的」について判断したが、規定の「効果」や「機能」についてはまったく考慮しておらず、GATT 3 条の「同種の产品(like product)」についての判断と比較すると、パネルによる審査の消極的な態度が目を引くと述べる<sup>6</sup>。

WTO は米国の原産地規則の目的を文字通り規則制定の目的と理解して目的を探り、そのうえで WTO 原産地規則を侵害するものではないと判断したのであって、それ以上、深く、踏み込んで判断することはなかった。他方で、パネルは、目的達成とそのための実施プロセスの「客観的な合理性」は判断しておらず、目的を審査しただけにすぎない。つまり、WTO は、国家の税関行政（原産地規則の制定）の裁量権を広範に認めているということになろう。

これまで WTOにおいて、原産地規則が直接の紛争となったのは、本件の米国とインドの紛争のみである。また、FTA の原産地規則に関わる紛争が WTO に持ち込まれたことは、これまでに 1 件もない。

### 第3章 いわゆる「審査基準（standard of review）」の論点とその歴史

国際経済法において、司法審査の範囲に対する研究の蓄積が、この 20 年の間に徐々に深まっている。本章では、その歴史的な展開からの示唆を得たいと思う。それにより、司法審査の範囲の画定に役立てることとしたい。司法審査の範囲を示す概念として、本稿では、審査基準(standard of review)という文言に注目する。審査基準は、奥脇直也の定義によれば、「後の決定権者が以前になされた決定にどこまで拘束されるか、あるいはどの限度で審査し直すことができるかに関する基準<sup>7</sup>」のことである。審査基準の意味や用法は多様であ

<sup>6</sup> 小寺彰、前掲注 3、197 頁。

<sup>7</sup> 奥脇直也「国際法における主権的裁量の意義変化—捕鯨判決の規範的位相—」『国際法研究』第 4 号（信山社、2016 年）11 頁。さらに奥脇は、「WTO の締約国は、国家主権に基づいて国内措置をとる裁量を一定の範囲で留保しており、WTO 法には紛争解決手続が審査できない領域が残されている」と述べる。同 12 頁。福永有夏『国際経済協定の遵守確保と紛争処理』（有斐閣、2013）267 - 268 頁、Andrew Guzman, Determining the Appropriate Standard of Review in WTO Disputes, 42 Cornell Int'l L.J.45(2009) at 49-

るため<sup>8</sup>、本章では、WTO の紛争解決機関と締約国との間の権限の調整原理としての審査基準に限定して論じる。また、わが国の行政法学においては、審査基準という文言が使用されることはあるが、行政裁量（行政裁量統制）という文言が用いられている<sup>9</sup>。

審査基準という文言の源流は、米国行政法におけるシェブロン原則(Chevron Doctrine)に認められる。1984 年のシェブロン事件米国最高裁判所判決<sup>10</sup>で明確にされたこの原則は、次のようにまとめることができる。まず、審査の第一段階において、裁判所は、争点となっている問題につき議会意図が明確に示されているかを検討し、明示されている場合には、行政機関の法解釈がその議会意図と矛盾するか否かを審査する。そして、議会意図が曖昧な場合には、審査の第二段階として、行政機関の法解釈が「合理的な(reasonable)解釈」であるかどうかを審査する（合理性審査）。合理的であると認められるかぎりは、裁判所は、その行政機関の法律解釈に敬讓を払うべきであるとされた<sup>11</sup>。

その後、国際貿易の場において、上記のシェブロン原則を WTO に持ち込もうという動きが起きた。大きな議論となつた。ウルグアイ・ラウンド（1986 年～1994 年）の最終局面に米国政府によってなされた提案は、各国の妥協の結果、受け容れられた<sup>12</sup>。1995 年に妥結されたアンチダンピング協定第 17 条 6 項は、次のように規定され、一度も改正されないまま、現在に至っている。

第 17 条 6 項 17 条 5 項の問題を検討する場合には、次のとおりとする。

(i) (略)

(ii) 小委員会は、この協定の関連規定を解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。小委員会は、この協定の関連規定が二以上の許容しうる解釈を容認していると判断する場合において、当該の措置がこれらの許容しうる解釈の一に基づいているときは、当該措置がこの協定に適合しているものと認める（下線部は筆者）。

---

52 も同旨。

<sup>8</sup> 同上、奥脇直也、11 頁。

<sup>9</sup> 亘理格『公益と行政裁量』（弘文堂、2002 年）。

<sup>10</sup> Chevron U.S.A., Inc. v. NRDC, 467 U.S. 837(1984). この事件では、米国環境保護庁が、1977 年改正大気清浄法の「固定排出源」という文言について、「事業所全体」という定義を採用する旨の規則を制定したことが権限逸脱にあたるかどうかが争われた。

<sup>11</sup> しかしながら、第一段階審査の際、関係する判断要素について議会が沈黙している場合、行政機関はその要素を考慮しないという議会意図が示されていると解すべきなのか、それともそれは議会意図の曖昧さを意味し、考慮するか否かの裁量が行政機関に与えられていると解すべきなのかという問題が残された。E. ゲルホーン/R. レヴィン『現代アメリカ行政法』大浜啓吉他訳（木鐸社、1996）67 - 69 頁。

<sup>12</sup> 米国は、ウルグアイラウンドの数年間において、パネルに付託された一連のアンチダンピング関連ケースにおいて、パネルの審理方法についての問題提起を行っていた。柳赫秀『ガット 19 条と国際通商法の機能』（東京大学出版会、1994 年）225 頁を参照。

この条項は、WTOにおける国際アンチダンピング協定をめぐる紛争の処理において、パネルおよび上級委員会が遵守すべき原則を定めたものであり、シェブロン基準を修正した上で取り込んだものである。

米国行政法においては、法解釈において行政庁の判断を尊重すべきとの法理が判例上確立しているということができるが、米国は、この国内原則を国際アンチダンピング協定に反映させることに成功したといってよい<sup>13</sup>。そのため、この条項の解釈姿勢が、他の条項、たとえばセーフガード協定や相殺関税協定などの貿易救済関連規定を含む、他のWTO協定に関わる紛争の条約解釈に波及していくのではないかと懸念された。

しかしながら、この懸念は、杞憂であったといつてよいかもしない。歴史的な推移をみれば、司法審査の範囲については、その範囲をある程度に抑制すべきであるとする中庸的な立場が徐々に浸透していったからである。

具体的には、WTOの以下の3つの判断をみていくとわかりやすい。第一に、1998年のECホルモン事件におけるWTO上級委員会の判断<sup>14</sup>である。第二に、2001年の米国の日本製熱延鋼板に対するアンチダンピング措置事件(以下、熱延鋼板事件とよぶ)におけるWTO上級委員会の判断<sup>15</sup>である。第三に、2008年の譲許停止継続事件におけるWTO上級委員会の判断<sup>16</sup>である。

まず、ECホルモン事件の上級委員会は、パネルの積極的な判断姿勢を覆し、司法審査の範囲を一定程度に抑制した。その理由として、2点が挙げられている。理由の1点目は、パネルの役割というのは、加盟国の実施する危険性評価(risk assessment)を完全に尊重することではなく、またパネル自身が新規の審査を行うことではない。そのため、パネルが新規の審査を行うのにはあまり適しておらず、他方で加盟国の実施する危険性評価を完全に尊重することは、付託された問題の客観的な評価を行うパネルの任務を逸脱することになり、DSU11条に違反する、というものである<sup>17</sup>。DSU11条<sup>18</sup>は、小委員会の任務と題し、次のように規定する。

小委員会の任務は、この了解及び対象協定に定める紛争解決機関の任務の遂行について同機関を補佐することである。したがって、小委員会は、自己に付託され

---

<sup>13</sup> 松下満雄「アンチダンピング法の適用に関する米最高裁判決」『国際商事法務』37巻3号(国際商事法研究所、2009年) 286-288頁。

<sup>14</sup> EC—EC Measures concerning Meat and Meat Products (Hormones), Report of the Appellate Body, WT/DS26/AB/R and WT/DS48/AB/R, 16 January 1998.

<sup>15</sup> United States—Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan, WT/DS184/AB/R, Report of the Appellate Body, 24 July 2001.

<sup>16</sup> United States—Continued Suspension of Obligations in the EC-Hormones Dispute, Report of the Appellate Body, WT/DS320/AB/R, 16 October 2008.

<sup>17</sup> EC—Hormones, *supra* note 14, para. 117.

<sup>18</sup> 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解。THE WORLD TRADE ORGANIZATION: Annex 2, Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of disputes, Article 11.

た問題の客観的な評価〔objective assessment〕（特に、問題の事実関係、関連する対象協定の適用の可能性及び当該協定との適合性に関するもの）を行い、及び同機関が対象協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つその他の認定を行うべきである（下線部は筆者）。

理由の 2 点目は、これもパネルの役割に関するものであるが、パネルの役割は、問題となる措置が加盟国が実施した危険性評価によって合理的に担保されているか否かを審査することであって、問題の措置と危険性評価の間の合理的な関係について客観的な事実認定を行うことになるとどまる、というものである<sup>19</sup>。

次に、熱延鋼板事件をみてみよう。同事件の上級委員会は、アンチダンピング協定上の審査基準と DSU11 条の審査基準の間には矛盾がなく、アンチダンピング協定 17 条 6 項は DSU11 条に代替せず、それを補完すると述べた<sup>20</sup>。小寺教授は、上級委員会の姿勢は、アンチダンピングの案件でもあくまで DSU11 条が適用され、アンチダンピング協定 17 条 6 項がそれを支えるという理論的整理を行い、原理的には米国政府の主張を退けたと説明している<sup>21</sup>。前述のように、アンチダンピング協定では、WTO 紛争解決手続について特別の審査基準がウルグアイラウンドにおいて挿入された。パネルや上級委員会は、アンチダンピングの紛争であっても、一般の紛争処理案件と同様のアプローチを選択し、米国政府には不満が堆積してきた。それを反映して、米国政府は、同事件において、アンチダンピング協定 17 条 6 項が DSU11 条に置き換わると主張したため注目されたが、上級委員会は、アンチダンピングの紛争であっても、司法審査の範囲は一定程度に抑制されることを明確にし、米国の主張を退けた。

最後に、譲許停止継続事件について検討しよう。同事件の上級委員会は、EC ホルモン事件上級委員会の姿勢を踏まえ、譲許停止継続事件のパネルの積極的な判断姿勢を覆している。上級委員会は、2 つの理由を挙げて、司法審査の範囲を一定程度に抑制している。理由の 1 点目として、危険性評価を実施することは加盟国の任務であり、パネルの任務は加盟国の危険性評価を審査することであるが、パネルがこの制限的な権限を逸脱して、自ら危険性評価者として行動するのであれば、自己の判断をもって危険性評価者のそれに代替してしまうことになってしまうため、このような新規の審査を行うことは DSU11 条に違反するというものである<sup>22</sup>。

理由の 2 点目として、パネルの審査権限は、加盟国が実施した危険性評価が妥当なものであるか否かを判断するものではなく、むしろ、危険性評価が合理的な理由と相当程度の証拠によって支持されるか否か、つまりは客観的に正当化されるかどうかを判断することにある

<sup>19</sup> EC—Hormones, *supra* note 14, paras. 186 and 193.

<sup>20</sup> US—Hot-Rolled Steel Products, *supra* note 15, paras. 59, 60 and 62.

<sup>21</sup> 小寺彰「米国の日本製熱延鋼板に対するアンチダンピング措置」経済産業省 HP 『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』（2001 年度版）145 - 146 頁。

<sup>22</sup> US—Continued Suspension, *supra* note 16, para. 590.

るというものである<sup>23</sup>。

以上、要するに、歴史的な流れをみれば、WTO の紛争解決手続の判断姿勢は、明確に、司法審査の範囲を一定程度に限定または抑制する方向に舵を切っているといって差し支えないと思われる。

## 第4章 国際司法裁判所が採用した中庸的な審査と採用に至った根拠

第2章では、原産地規則に関する具体的なWTOの紛争解決手続の事例をみた。そして、第3章ではウルグアイラウンド以降のWTOの主要な事件における審査基準とその判断姿勢の流れをみてきた。その結果、WTOの司法機関は、明確に、司法審査の範囲を一定程度に限定する方向に進んでいるといってよい。

本章では、直接のモノの貿易に関わる判断ではないが、2014年の捕鯨事件判決において、わが国の行政機関が採った措置に対する国際司法裁判所（ICJ）の審査基準と判断姿勢をみてみることにする。韓国の税関行政とその裁量に対する司法審査が国際司法裁判所という場で行われることは考えにくいことであるかもしれない。しかし、韓国の国内当局による原産地規則制定や関税評価運用の裁量権はどこまで広く認められるかという問題は、国際裁判所と国内当局の間の権限分配の問題と密接に関わるものであるから、国際司法裁判所の判断姿勢について検討することは十分に意義のあることと思われる。

まず、捕鯨裁判とはどのような裁判であったのかを見てみよう。

### 1 捕鯨裁判の概要

捕鯨裁判<sup>24</sup>は、豪州とニュージーランドが南極海における日本の調査捕鯨の差し止めを請求したことに端を発したものである。ここでいう調査捕鯨とは、国際捕鯨条約第8条が締約国に認める科学的調査のための捕鯨の特別許可に基づくものである。第8条は、特別許可と題し、その1項は次のように規定する。

この条約の規定にかかわらず、締約国政府は、同政府が適當と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいづれかが科学的研究のために(for the purpose of)鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを許可する特別許可書をこれに与えることができる。また、この条に規定による鯨の捕獲、殺害及び処理は、この条約の適用から除外する。各締約国政府は、その与えたすべての前期の許可を直ちに

---

<sup>23</sup> Ibid.

<sup>24</sup> Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan), Judgement of 31 March 2014, ICJ Rep. 2014, pp. 225-300.

委員会に報告しなければならない。各締約国政府は、その与えた前期の特別許可書をいつでも取り消すことができる（下線部は筆者）。

被告国であった日本は、科学調査であるかどうかについては、特別許可を与える締約国が裁量的に判断すればよく、その判断が恣意的であるとか、明らかに不合理であるとか、さらに悪意に基づくとかいうのでないかぎり、国際司法裁判所の審査権は及ぶものではないと主張した<sup>25</sup>。

国際司法裁判所の判断（多数意見）は、次のようなものであった。日本の調査捕鯨が実質的に商業捕鯨であるとする豪州らの主張は認められない。しかし、日本の措置は、広い意味では科学的研究ではあるが、「科学的研究のため」の捕鯨とはいえないから違法である<sup>26</sup>。

## 2 捕鯨裁判で裁判所が採用した審査基準

国際司法裁判所は、捕鯨裁判において、審査基準の概念を判決理由のなかで初めて判決の基礎的な判断枠組みとして使用した<sup>27</sup>。奥脇直也は、国際司法裁判所がこの裁判で審査基準の概念を採用した背景として、鯨類保護をめぐる国際的な意見の変化があったこと、国際司法裁判所は、国際捕鯨委員会と国際司法裁判所の権限の配分を考慮したことの 2 点を挙げている<sup>28</sup>。とくに、後者の権限の配分についていえば、審査基準という概念が国際司法機関と国内当局の間の権限の配分に大きな役割を果たすことは、これまでにも、しばしば指摘されてきたところである<sup>29</sup>。

このとき、捕鯨裁判において、裁判所が中庸的な関与の審査基準を採用した理由として、

---

<sup>25</sup> Ibid, para. 65.

<sup>26</sup> Ibid, paras. 213-222.

<sup>27</sup> Ibid, paras. 62-69.

<sup>28</sup> 奥脇直也、前掲注 7、23 - 25 頁。

<sup>29</sup> 小寺彰『WTO 体制の法構造』（東京大学出版会、2000 年）89 - 93 頁。川瀬剛志「貿易救済制度に対する WTO 法の規律—司法的国際コントロールの発展」『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』（法律文化社、2012 年）103 - 106 頁。矢野博巳「WTO の紛争処理における新規レビュー」『国際商事法務』34 号 No.11,12(国際商事法研究所、2006 年)1578 頁。

C. Ehlermann and N. Lockhart, Standard of Review in WTO Law, 7 Journal of International Economic Law (2004), Matthias Oesch, Standards of Review in WTO Dispute Resolution, Oxford University Press (2003), Joost Pauwelyn, 'Does the WTO stand for "Deference to" or "Interference with" National Health Authorities When Applying the (SPS) Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures?' in Thomas Cottier (eds.), *The Role of the Judge in International Trade Regulation: Experience and Lessons for the WTO*, World Trade Forum, Vol.4 (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 2003), David Palmetter, The WTO Standard of Review in Health and Safety Disputes, G. Bermann and P. Mavroidis, Trade and Human Health and Safety, Cambridge University Press (2006), Ruediger Wolfrum, Peter-Tobias Stoll and Anja Seibert-Fohr eds., WTO-Technical Barriers and SPS Measures (Max Planck Commentaries on World Trade Law vol.3). Koninklijke Brill NV (2007).

裁判所は次の3点を明確にしている。まず、裁判所は、科学的研究「のための」という文言を解釈しそして適用するにあたって、裁判所の役割が日本の措置の研究目的の科学的な価値および重要性を評価したり、その策定および実施が研究目的を達成する最適な方法であるかどうかを決定したりするものではないという点である<sup>30</sup>。次に、そのうえで、裁判所の役割は、特別許可が8条1項の範囲内にあるかどうかを判断するという点である<sup>31</sup>。そして、最後に、本件裁判における国際司法裁判所の司法審査の適切な範囲は、日本の措置における目的と手段の相関性（つまり、研究目的の達成とその策定および実施の相関性）に「客観的な合理性」があるかどうかを審査するにとどまるという点である<sup>32</sup>。

以上の中庸的な審査基準は、第3章で詳述したECホルモン事件と譲許停止継続事件の上級委員会が採用した審査基準と極めて似たアプローチといってよい。国際司法裁判所の多数意見は、WTOの上級委員会で採用された審査基準を、先例として参照した可能性は極めて高いと考えることができよう。また、実際のところ、本件裁判の裁判官の一人である小和田判事は、「客観的な合理性」という審査基準の淵源がWTOの上級委員会の先例に存在することを少数意見のなかで明示している<sup>33</sup>。

### 3 「客観的な合理性」の審査

小和田判事は、捕鯨事件において国際司法裁判所が採用した「客観的な合理性」という審査基準の淵源がWTOの上級委員会の先例にあることを示唆しているが、この先例とは、ECホルモン事件と譲許停止継続事件の2つの事件を念頭に置いている。この2つの事件は、確かに、許可を与える締約国政府の裁量的判断が客観的な合理性を持つかどうかだけを判断する、という中庸的な関与の立場、言い換えれば、司法審査の範囲をある程度に抑制すべきであるという立場を採用したものである。この捕鯨事件の「客観的な合理性」という審査基準は、より正確に言えば、「目的と手段の相関性についての客観的な合理性（つまり、研究目的の達成とその策定および実施の相関性）」のことを指している。この、「目的と手段の相関性についての客観的な合理性」という審査基準は、1998年のエビカメ事件の上級委員会報告書<sup>34</sup>が元となっている。エビカメ事件は、GATT20条g項の「有限天然資源の保存に関する措置」における「に関する」という文言の解釈が争点になった事件である。この事件で、上級委員会は米国法による規制とその政策目的との相関性について検討したが、その際、「目的と手段の相関性の客観的な合理性」の基準を適用した<sup>35</sup>。

<sup>30</sup> Whaling in the Antarctic, *supra* note 24, para. 88.

<sup>31</sup> Whaling in the Antarctic, *supra* note 24, para. 61.

<sup>32</sup> Whaling in the Antarctic, *supra* note 24, paras. 67-68.

<sup>33</sup> Dissenting Opinion of Judge Owada, paras. 33-35.

<sup>34</sup> United States—Import Prohibiting of Certain Shrimp and Shrimp Products, Report of the Appellate Body, WT/DS58/AB/R, 12 October 1998.

<sup>35</sup> *Ibid.*, para. 141.

捕鯨事件において、国際司法裁判所のユスフ判事は、国際捕鯨条約とは無関係な審査基準を全くの説明なしに導入したと多数意見を批判している<sup>36</sup>。確かに、多数意見は、中庸的な審査基準の根拠を、実際に明示していない。客観的な合理性の基準の根拠としてエビカメ事件の示す目的と手段の相関性についての客観的な合理性の基準は、捕鯨事件の採用する審査基準の根拠として、より一層、適切かつ説得的なものといえるであろう。

また小和田判事は、多数意見が、専門的視点から科学的に有意義な回答をする能力を欠くにもかかわらず、「客観的な合理性」の審査という名の下に日本の措置の科学的評価を裁判所自身で行っており、こうした高度な技術的知見に基づいた措置に関する科学的評価は、本来、裁判所ではなく、国際捕鯨委員会に委ねられるべきものと批判した<sup>37</sup>。このような批判に対しても、もし多数意見が WTO のエビカメ事件を審査基準の根拠として明示していれば、多数意見の援用する審査基準はさらにより一層の説得力を持ったと思われる。

## 第5章 結論

国際司法裁判所が採用した中庸的な審査基準は、EC ホルモン事件および譲許停止継続事件における WTO の上級委員会が採用した審査基準ときわめて近いと考えられる。

ユスフ判事や小和田判事の批判に傾聴すべき点はあるものの、審査基準の問題については、上記の 2 つの WTO 上級委員会の先例が存在している。このことから、ICJ の多数意見は、WTO 上級委員会がこれらの事件で採用された基準を、国際法上の先例として参照したものと推測することは許されよう。また、実際に、小和田判事は、「客観的な合理性」という審査基準の淵源が WTO 上級委員会の先例にあることを少数意見のなかで明示している。さらに、エビカメ事件では、目的と手段の相関性についての客観的な合理性について、さらに一層明確な審査基準を採用している。

本稿の文脈に沿って言えば、韓国の税関行政、つまり税関当局の裁量的判断でなされた原産地規則の制定や関税評価の運用に関する紛争の判断が、国際司法機関において、もしなされるとすれば、その際は、中庸的な関与、つまり「客観的な合理性」の審査が妥当と考えられる。

上記の結論を踏まえ、各国の税関当局は、税関行政における措置やその裁量が国際紛争の対象となるときに備え、日常の業務のなかで、どのようなことに注力すればよいのであろうか。一言でいえば、措置の実施に際して、説得力のある、「客観的な合理性」を備える必要があるが、国家とくに税関当局には、常に課されているということである。捕鯨事件から得られる重要な示唆は、第一に、税関当局側は、十分な、一貫性のある、透明性のある説明が必要とされているということである。第二に、税関当局は、措置や計画の実施にあたり、重要な変

<sup>36</sup> Dissenting Opinion of Judge Yusuf, para. 12-17 and 27.

<sup>37</sup> Ibid, supra note 33, paras. 23-28, and 37-38.

更が生じた場合には、逐次の計画の見直しがなされていることを、客観的に示せるようにしておかなければならぬ、ということである。

## 関連条文

### WTO 原産地規則協定

#### 第2部 原産地規則の適用を律する規律

##### 第2条 経過期間における規律

加盟国は、第4部に定める原産地規則の調和のための作業計画が完了するまでの間、次のこととを確保する。

(a) . . .

(b) 自国の原産地規則を、関連する通商政策の措置又は手段のいかんを問わず、貿易の目的を追求する手段として直接又は間接に用いないこと。

### WTO アンチダンピング協定

#### 第17条6項 17条5項の問題を検討する場合には、次のとおりとする。

(i) . . .

(ii) 小委員会は、この協定の関連規定を解釈に関する国際法上の慣習的規則に従って解釈する。小委員会は、この協定の関連規定が二以上の許容しうる〔permissible〕解釈を容認していると判断する場合において、当局の措置がこれらの許容しうる解釈の一に基づいているときは、当該措置がこの協定に適合しているものと認める。

### WTO 紛争解決了解 (DSU)

#### 第11条 小委員会〔パネル〕の任務

小委員会の任務は、この了解及び対象協定に定める紛争解決機関の任務の遂行について同機関を補佐することである。したがって、小委員会は、自己に付託された問題の客観的な評価〔objective assessment〕（特に、問題の事実関係、関連する対象協定の適用の可能性及び当該協定との適合性に関するもの）を行い、及び同機関が対象協定に規定する勧告又は裁判を行うために役立つその他の認定を行うべきである。

### 国際捕鯨条約 (ICRW)

#### 第8条 特別許可

1 この条約の規定にかかわらず、締約国政府は、同政府が適當と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを許可する特別許可書をこれに与えることができる。また、この条に規定による鯨の捕獲、殺害及び処理は、この条約の適用から除外する。各締約国政府は、その与えたすべての前期の許可を直ちに委員会に報告しなければならない。各締約国政府は、その与えた前期の特別許可書をいつでも取り消すことができる。

2 . . .

## ケース索引

### 【国際裁判所】

#### 国際司法裁判所

捕鯨事件

Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan), Judgement of 31 March 2014.

#### WTO（世界貿易機関）

EC ホルモン事件

EC—EC Measures concerning Meat and Meat Products (Hormones), Report of the Appellate Body, WT/DS26/AB/R and WT/DS48/AB/R, 16 January 1998.

米国の日本製熱延鋼板に対するアンチダンピング措置

United States—Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan, WT/DS184/AB/R, Report of the Appellate Body, 24 July 2001.

米国の繊維及び繊維製品に関する原産地規則事件

United States—Rules of Origin for Textiles and Apparel Products, Report of the Panel, WT/DS243/R, 21 July 2003.

譲許停止継続事件

United States—Continued Suspension of Obligations in the EC-Hormones Dispute, Report of the Appellate Body, WT/DS320/AB/R, 16 October 2008.

### 【国内裁判所】

#### アメリカ

シェブロン事件

Chevron U.S.A., Inc. v. NRDC, 467 U.S.837(1984).

## 引用文献一覧

### 【英語文献】

- Ehlermann C. and N. Lockhart, Standard of Review in WTO Law, 7 *Journal of International Economic Law* (2004).
- Guzman, Andrew, Determining the Appropriate Standard of Review in WTO Disputes, 42 *Cornell Int'l L.J.* 45 (2009).
- Oesch, Matthias , Standards of Review in WTO Dispute Resolution, Oxford University Press (2003).
- Palmetter, David, The WTO Standard of Review in Health and Safety Disputes, G. Bermann and P. Mavroidis, Trade and Human Health and Safety, Cambridge University Press (2006)
- Pauwelyn, Joost, 'Does the WTO stand for "Deference to" or "Interference with" National Health Authorities When Applying the (SPS) Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures? ' in Thomas Cottier (eds.), *The Role of the Judge in International Trade Regulation: Experience and Lessons for the WTO*, World Trade Forum, Vol.4 (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 2003).
- Wolfrum, Ruediger , Peter-Tobias Stoll and Anja Seibert-Fohr eds., WTO-Technical Barriers and SPS Measures (Max Planck Commentaries on World Trade Law vol.3). Koninklijke Brill NV (2007).

### 【日本語文献】

- 奥脇直也「国際法における主権的裁量の意義変化－捕鯨判決の規範的地位相一」『国際法研究』第4号（信山社、2016年）。
- 川瀬剛志「貿易救済制度に対する WTO 法の規律－司法的国際コントロールの発展」『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』（法律文化社、2012年）。
- ゲルホーン E./レヴィン R.『現代アメリカ行政法』大浜啓吉他訳（木鐸社、1996年）。
- 高翔龍『韓国法（第3版）』（信山社、2016年）。
- 小寺彰「米国の繊維及び繊維製品に関する原産地規則」経済産業省 HP 『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』（2003年）。
- 小寺彰『WTO 体制の法構造』（東京大学出版会、2000年）。
- 申龍徹『韓国行政・自治入門』（公人社、2006年）。
- 趙元濟『行政救済一日・韓の制度と現状一』（信山社、2003年）。
- 中川淳司『経済規制の国際的調和』（有斐閣、2008年）。
- 福永有夏『国際経済協定の遵守確保と紛争処理』（有斐閣、2013）。
- 藤岡博『貿易の円滑化と関税政策の新たな展開』（日本関税協会、2011年）。
- 朴正勲「韓国の行政訴訟法」尹龍澤、姜京根編『現代の韓国法—その理論と動態』（有信堂、2004年）。
- 松下満雄、米谷三似『国際経済法』（東京大学出版会、2015年）。

松下満雄「アンチダンピング法の適用に関する米最高裁判決」『国際商事法務』37巻3号  
(国際商事法研究所、2009年)。

亘理格『公益と行政裁量』(弘文堂、2002年)。

矢野博巳「WTO の紛争処理における新規レビュー」『国際商事法務』34号No.11,12(国際商事法研究所、2006年)。

柳赫秀『ガット19条と国際通商法の機能』(東京大学出版会、1994年)。

俞珍式「韓国行政法に見る‘Paternalism’—行政不服制度を素材にして」宇賀克也、交告尚史編『現代行政法の構造と展開：小早川光郎先生古稀記念』(有斐閣、2016)。

尹龍澤『東アジアの行政不服審査制度—韓国・中国・台湾そして日本』(有信堂、2004年)。